

大綱の策定について（案）

平成30年11月2日

1 名称

鹿児島県教育大綱

2 素案の内容

資料1-1, 資料1-2

3 対象期間

平成31(2019)年度～平成35(2023)年度まで

※参考

（ 鹿児島県教育振興基本計画の対象期間
：平成31(2019)年度～平成35(2023)年度 ）

4 今後のスケジュール

- (1) 第7回総合教育会議において、大綱（案）を協議
- (2) パブリックコメントを実施
- (3) 本年度内に大綱を決定

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 （略）

新たな教育大綱について

1 大綱策定の基本的な考え方

・新たな教育大綱については、現行の教育大綱を基に、国の第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）や本県の「かごしま未来創造ビジョン（平成30年3月策定）」を踏まえ、本年度策定予定の第3次県教育振興基本計画の検討状況も考慮しつつ、策定することとする。

《参考》

【現行教育大綱の構成】

I 基本目標

未来を拓く鹿児島の人づくり

ふるさとを大切にし、世界へはばたく人材を育成する

～ ひっとべ 鹿児島教育

II 基本方針

1 本県教育の取組における視点

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

(2) 社会の変化への確かつ柔軟に対応する能力の育成

(3) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用

2 本県教育施策の方向性

(1) お互いがお互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

(2) 能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

(3) 信頼される学校づくりの推進

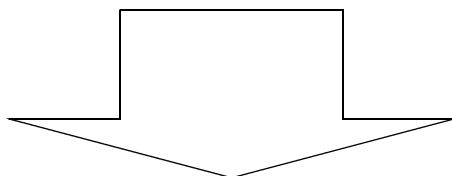
(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

(5) 生涯学習社会へ向けた環境づくりとスポーツ・文化の振興

2 基本目標

現行大綱の「基本目標」

未来を拓く鹿児島の人づくり



新たな教育大綱の「基本目標」(案)

夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり

《国の第3期教育振興基本計画》

※国の第3期計画は、第2期計画の方向性を継承している。

[今後の教育施策に関する基本的な方針]

- ① 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ② 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ③ 生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤ 教育政策推進のための基盤を整備する

《かごしま未来創造ビジョン》

Ⅱ 地域を愛し世界に通用する人材の育成と文化・スポーツの振興

- ① 子どもの夢や希望を実現する教育環境づくり
- ② 鹿児島の発展を牽引する人材の育成
- ③ 文化の薫り高いふるさとかごしまの形成
- ④ 「する・みる・ささえる」スポーツの振興

鹿児島県教育大綱（骨子案）

I 基本目標

夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり

II 基本方針

1 本県教育の取組における視点

- (1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- (2) 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成
- (3) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働
- (4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と継承

2 本県教育施策の方向性

- (1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- (2) 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
- (3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進
- (4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進
- (5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興